

共同募金の助成金による活動を紹介します。

～赤い羽根共同募金は地域の支え合い活動に使われています～

安心・安全なまちづくり配分(※1)

(県共同募金会公募) 助成金額 | 団体上限 200,000 円

地域における防災備品等の整備に対し助成を行っています。

柏原区防災会(令和5年度配分) 地区防災会の物置1棟を設置

～ありがとうメッセージより～

防災用品や救助資材など複数所有していますが、まとめて収納・保管することができ資機材使用や管理が容易になりました。

大規模災害に備えて、地域住民の生命、身体、財産を守るために有効活用したいと思います。



安曇野市共同募金配分金助成金事業(公募)(※2)

助成金額 | 団体上限 100,000 円

令和6年度配分 15 団体 総額 1,229,508 円

安曇野市内で活動を行う福祉団体やボランティア・市民活動団体、地域支援活動を行う団体等に助成事業を行っています。

「チャイルドライン中信」では、電話で子どもの声を聴き気持ちに寄り添う“受け手”を養成する講座を開催しています。子どもたちをとりまく現状や課題、子どもの不登校や発達段階での様々な問題等について学んでいます。

子どもの声に耳を傾け、気持ちを受けとめ寄り添うボランティアを、私たちと一緒に始めませんか。



福祉団体助成金(※3)

令和6年度配分 6 団体 総額 2,229,000 円

安曇野市ボランティア連絡協議会・安曇野市手をつなぐ育成会
安曇野市民生児童委員協議会・安曇野市シニアクラブ連合会
安曇野市身体障がい者福祉協会・安曇野市保護司会

安曇野市シニアクラブ連合会穂高支部 新春コンサート
～箏・尺八・三味線 新春のしらべ～

会員だけでなく、穂高地域在住の60歳以上の方にも鑑賞いただき、113名の方が箏や尺八、三味線の音色に聴き入りました。



お問合せ先: 社会福祉法人長野県共同募金会安曇野市共同募金委員会

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会 本所・各支所

本 所:72-1871 豊科支所:73-7143 穂高支所:82-2940

三郷支所:77-8080 堀金支所:73-5288 明科支所:62-2429

※長野県共同募金会安曇野市共同募金委員会の事務は安曇野市社会福祉協議会が行っています。

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

長野県共同募金会安曇野市共同募金委員会

赤い羽根共同募金とは?

赤い羽根共同募金は、戦後間もない昭和22(1947)年に、「国民たすけあい運動」として始まりました。当初は、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後法律(現在の「社会福祉法」)に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。社会変化のなか、赤い羽根共同募金は誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として取り組まれています。

共同募金運動は、厚生労働大臣の告示により全国一斉に10月1日から3月31日までの期間に行われます。

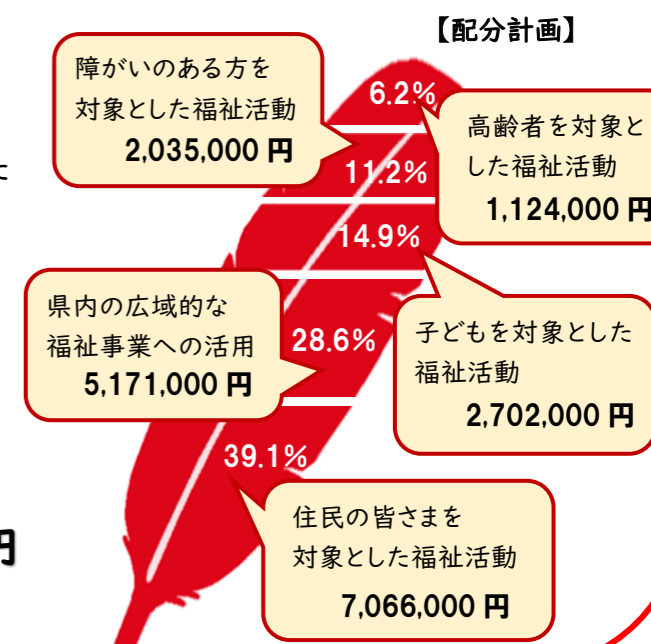
赤い羽根共同募金のしくみ

共同募金は、さまざまな民間の福祉施設や福祉団体などから事前に、事業を実施するために必要な額を求め、配分計画を立案します。その計画に基づいて、必要とされる額を目標額として毎年定め、募金を実施します。つまり、共同募金は地域ごとの課題解決に必要な額(使いみち)を定めてから、寄付を募る「計画募金」なのです。

皆さまからご協力をいただき集まった募金の約70%は、募金をいただいた地域で使われています。残りの30%は、市区町村を越えた広域的な課題を解決するための事業に、都道府県の範囲内で使われています。

【令和6年度安曇野市共同募金委員会の目標額と事業配分計画】

目標額 18,098,000 円



赤い羽根共同募金 Q&A

長野県共同募金会安曇野市共同募金委員会

住民の皆さまから多く寄せられるご質問についてまとめました。

Q1.集まった募金は具体的にどんな活動に使われているのですか？

A1. 安曇野市で集まった募金の約30%は、長野県共同募金会により広域的な活動などに使われます。残りの70%は安曇野市内の様々な福祉活動等に使われています。

■長野県(広域)での共同募金の使いみち

(一部をご紹介します。主に県内の福祉活動等の助成金として使われています。)

- ・生活困窮世帯への支援、不登校児や発達障がい児への支援、医療的ケア児の支援など、公的支援が届かない課題に取り組む団体等を対象とした福祉活動応援助成
- ・福祉施設及び事業所の建物改修や備品整備、自動車整備のための助成
- ・地域住民組織等地域における防災備品の整備のための助成(表面※1)
- ・被災地支援を行う団体等への助成

■安曇野市内での共同募金の使いみち

(一部をご紹介します。主に安曇野市社会福祉協議会が主催する住民向けの事業や、市内で福祉活動等を実施する団体等への助成金として使われています。)

- ・住民同士のふれあいを目的とした「ふれあい祭り」「ふくし祭り」、世代を超えた交流の場「おむすび会」や各地区で交流の場として「お楽しみ会」の開催
- ・災害に備えた備品の整備や住民向け講座の開催、被災地支援活動(炊き出し・ボランティアバス)の実施
- ・市内の福祉団体やボランティア・市民活動団体、小中高校への活動助成(表面※2・3)



【おむすび会】

会食やものづくり、ゲーム等を通して世代を超えて人と人とを結びます。



【災害・減災支え合い強化事業】

住民向け防災関連講座の開催や被災地支援活動を実施しました。



【車いす移送車輛貸出事業】

車いすのまま乗車できる車輛を貸出(※20 km以上の場合ガソリン代負担)

Q2.なぜ、区や常会が共同募金運動に協力しなければならないのですか？

A2. 区長会を通じ、区や常会の皆さまには、だれもが住みやすい地域をつくるために共同募金運動にご協力いただいています。共同募金は「既存の制度(公費)で対応できない、身近で困っている人を支える」ために、地域での福祉活動や災害時にも役立てられています。

こうした本運動の趣旨と使いみちを住民の皆様にご理解いただくために、区や常会(隣組)を通じてご協力をいただいています。

Q3.なぜ、目標額や目安額が決められているのですか？

A3. 共同募金は、使いみちの計画(目標額)を立ててから募金活動を展開する計画募金です。目標額を集める上で皆さまに目安となる額(1,000円)をお示ししています。

しかし、目標額や目安額は共同募金委員会が設定したものであり、**住民の皆さまに対して強制するものではなく、あくまでも任意の募金です。**趣旨にご理解いただき自主的なご判断のもと、ご協力いただければ幸いです。

Q4.区や常会に入っていないのですが共同募金に協力できますか？

A4. ご協力いただけます。お近くの社会福祉協議会の窓口にて募金を受け付けています。また窓口に設置している募金箱や駅などで行う街頭募金、インターネット募金などにご協力をいただくという方法もございます。

Q5.共同募金に協力した場合、税制上の優遇措置は受けられますか？

A5. 共同募金は税制上の優遇措置が受けられます。

■個人でご協力いただいた場合

【所得税】所得控除または税額控除のいずれか有利な方法を選択し、所得税の控除を受けられます。

所得控除の場合…(所得金額-所得控除額)×税率=税額

所得控除額=寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2,000円

※税率は、年間の所得金額によって異なります。(5%~40%)

税額控除の場合…税額-税額控除額

(寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)-2,000円)×40%

※税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度となります。

【住民税】

税額控除額=(寄付金額(年間所得の30%を限度とする額)-2,000円)×10%

※寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要となります。

税制上の優遇措置を受けるには、税務署への申告時に共同募金会発行の領収書が必要となります。

■法人でご協力いただいた場合【全額損金算入】とすることができます。

参考ページ



社協 HP



県共募 HP



使いみち



ネット募金